

家族福祉における公私の役割分担に関する国民の意識

—高齢者介護と保育育児の比較を中心に—

比較教育社会学コース 角 能

The Structure of Consciousness about Role Sharing between Public and Private on Family Welfare
—Focusing on the Comparison of Care of the Elderly with Child Care—

Yoku KADO

This paper is the study of difference of structures of consciousness about the Opinions of role sharing between public and private sectors about family welfare.

And it specially focuses on how the ability of direct and indirect financial burden of public sectors and individuals influence the opinions of role sharing between public and private sectors.

Totally the opinions that public sectors bear responsibilities about cares of the elderly and individuals bear responsibilities about child cares absorb the greatest percentage.

So in cares of the elderly, many people in Japan require public fiscal burden and in child care, they require unpaid welfare.

While in men, higher income they get, higher the sharing of self responsibility about family welfare, in women, higher income they get, higher the sharing of public responsibility about family welfare.

But the ability of direct and indirect financial burden only correlates with the opinions about role sharing between public and private sectors of cares of the elderly, and it doesn't correlate with ones of child care.

Not present but childhood family finances influence the women's opinions about role sharings between public and private sectors about child care.

So the differences of the ability of financial burden influence only the care of the elderly in which public fiscal burden is required, and doesn't influence the child care in which unpaid individual welfare is required.

目 次

序章：問題関心及び先行研究の概括

1章：全体像

2章：福祉政策の全体像と家族政策についての意識との関連

3章：ミクロな属性との関連

4章：以上までのデーターの考察

5章：概念の検討：「家族福祉における責任」とは

6章：まとめ

序章：問題関心及び先行研究の概括

本研究では、国民の意識における家族政策の位置づけの見取り図の可能性を描く事が大きな狙いである。

従来、Andersen1999によって、日本の福祉政策は「家族の責任の比重の大きなレジーム」に位置づけられた。だが、この「福祉政策」についての分析に加えて、その政策を国民がどのように受け止め、どのような福祉政策が要求されているかについての分析が必要である。

先行研究においては、「政府の再分配政策」を中心に福祉政策全般についての意識を尋ねる研究と、「介護保険」「保育所」のような個別の福祉政策についての意識を尋ねる研究が並存している現状がある。後者の「個別の福祉政策についての意識を尋ねる研究」においては、個別の福祉サービスについての「需要」にどちらかと言えば焦点が当てられていた。前者の「福祉政策全般についての意識を尋ねる研究」においては、「福祉政策」全般についての意識が、「個別の福祉政策」についての需要に暗黙裡に直結する事が仮定されていた、

と言える。また後者においては、個別の政策についての需要に焦点を当てるあまり、「多岐に渡る」福祉政策全体との関連が見えづらくなっていたとも言える。

以上の事を踏まえて、まず本論文においては先行研究のように「福祉サービスの需要」のみを検討対象にするのではなく、あくまでも「家族における福祉の責任の所在」を検討対象にする。5章の「概念の検討」でも詳述するが、「福祉サービスへの需要=当該福祉セクターへの責任の帰属」とは必ずしもならないようと思われるからである。「福祉政策全般に関する意識」と「家族政策という福祉政策に関する責任の所在についての意識」はどのように関連しているのか、の分析を行う。

さらに、「家族政策」の二つの側面として、ここでは「高齢者介護」と「保育」について取り上げる。何故なら両者共に「現物給付」の側面の強い福祉であり、個別性の強い福祉サービスである事、さらには、「高齢者介護」が「近代家族」の中でその比重を低下させた、とされるのに対し、「保育」が「近代家族」の中でその比重を強めたと、多くの先行研究では指摘されており、「家族」の両面を同時に取り上げる効果が大きいように思われるからである。従来この二つの分野を分離的ではなく、関連付けて実証した研究は少ない。そこで、本研究では、2章において、「福祉政策」全般についての意識が、「高齢者、保育」に関する「家族福祉の責任の所在についての意識をどのように規定しているのかを取り上げる事を狙いとする。これは、後述するよう「福祉の負担意識」とも考えられるものである。その後、第3章で「収入」「世帯構成員」「職業」「既婚未婚」という個人のミクロな属性も加味した福祉分析を行う。これは先の「福祉の負担意識」に対する「福祉の負担能力」に該当しうるものである。最後に「福祉国家観」に潜む「人間観」と家族政策についての意識の関連を探って本論文を締めくくる。

すなわち、本論文では、福祉国家における個人や国「金銭的な負担」についての変数ないし意識と、「現

物給付」の一側面である家族福祉政策についての意識の関連を見ているのである。また、以下の分析において使用するデーターは大阪商業大学比較地域研究所、東京大学社会科学研究所JGSS2003であり、その2次分析を行う。

1章：全体像

家族福祉の責任の所在に関する意識の分布が国民全体でどのようになっているのかをここでは提示する。まず、以降においては全ての分析で「性別」に分けて考察を行う。「性別役割分業意識」の存在や、後述する福祉の「金銭的な負担」と「非金銭的な負担」の側面を考慮すると、性別による「家族福祉における責任の所在に関する意識」の相違を十分に想定できるためである。また、ここでの家族政策の関連とは序章での問題関心を踏まえて、「高齢者介護は国や自治体の責任か、それとも個人や家族の責任か」という質問項目と「子供の保育育児は国や自治体の責任か、それとも個人や家族の責任か」という質問項目をクロスさせ「高齢者公的育児公的」「高齢者公的育児私的」「高齢者私的育児私的」「高齢者介護私的育児公的」の4分割にして再構成したものである。その結果、「高齢者介護は国や自治体、子供の保育育児は個人や家族の責任」とする者の比率が男女共最大になっており、上記の指摘を裏付ける結果となっている。

これは政府の支出において「高齢者部門」の割合が「子育て部門」の割合を大きく上回っている事実に対応した結果となっている。ただし、「高齢者介護子供の育児共に個人や家族」、あるいは「共に国や自治体の責任とする者」の比率も一定数存在しているという事に注意する必要がある。また「高齢者介護」と「保育」の関連の仕方に男女で有意な差は見られない。年代との関連では、男性が家族福祉における責任の所在についての意識と有意な関連が見られないのに対して女性では有意な関連が見られる。女性については、特に30代か

図1 高齢者介護と保育育児についての意識の関連

		保育育児 3分法			合 計
高齢者 介護 3分法 合	個人や家族の責任 中 間 値 国や自治体の責任 計	個人や家族の責任	中 間 値	国や自治体の責任	
個人や家族の責任 中 間 値 国や自治体の責任 計	8.9% 15.7% 35.8% 60.5%	1.6% 10.0% 15.3% 27.0%	0.6% 1.4% 10.6% 12.6%	11.1% 27.2% 61.7% 100%	

ら40代において、「高齢者介護育児」共に公的責任を主張する割合が平均に比してを上回って高くなっている。また、「高齢者介護は私的责任だが育児は公的责任でやるべきである」という国民の最大比率と正反対の意識の女性は20代から30代にかけて高くなっている。逆に60代以上の高齢期の女性においては、両方共に私的责任の割合が強くなっている。最後に「高齢者介護は公的责任だが、育児は私的责任である」という国民の最大比率を占める意識の女性は40代から50代にかけて多く見られた。先行研究においては、30代及び40代の女性において、「高齢者介護の责任を個人や家族に帰する比率が低くなっている」事が指摘され、「これらの年齢層に属する女性固有の構造的負担との関連」(以上田渕2006)が示唆されていたが、本データにおいても「育児」「高齢者介護」共に当該年齢層に属する女性固有の負担構造が見られた、といえる。

2章：福祉政策全般の全体像と家族政策についての意識の関連

序章においても言及したように、従来は個別の福祉政策が分離して検討される事が多く、政策サイドの分析を行う場合も、政策への需要サイドである「国民の意識」についても同様の傾向が見られた。今回ここで分析の軸に添えているのは、後者の「国民の政策への意識」なのであるが、「個別の政策についての国民の意識」が国民の「政策の全体像」と結びつけて分析される事が極めて少なかった、と言える。その結果、前者のみのデーターに依拠して「政策の全体像」を想定する、という序章で言及した事例も少なからず見られた、と言えよう。また、特に「高齢者」については「個人や家族」よりも「国や自治体」にその責任を求める傾向が見られたのだが、「国や自治体」に公的責任を求める場合その負担が必要になってくる。従来も「政策の入力については考慮せず、政策の出力のみに注目する」臣民型政治(佐々木2000)が指摘されてきたが、ここでも、「家族政策」という政策領域について、国民が「負担」と「給付」の関係をどのように認識しているのかを、検討したする事が狙いである。

そこで、本章では「所得税の負担感」「貧富解消政策の賛否」という福祉政策の財源全般についての意識を尋ねた質問項目を取り上げる。前者の「所得税の負担感」は、福祉の負担についての意識を見る項目として採用する。後者の「貧富解消政策の賛否」については「福祉の政策目標」についての指標である、とここでは

想定する。つまり、福祉政策全般についての「負担、手段」や「目標」に関する意識と、家族政策という個別の領域における福祉についての責任の所在に関する意識がどのように関連しているのか、をここでは見て行く。そして、これらと「高齢者介護」と「育児」をクロスさせた「家族政策」についての責任の所在に関する意識との関連を見ていく。

分析結果は次のようになつた。「所得税の負担感」については、男性では1%水準で有意なのに対し、女性では10%水準で有意であるに過ぎない。男性では、所得税の負担感を高いと感じるものほど、「高齢者介護」「育児」共に公的責任を期待する比率が高く、両者共に私的责任を感じる者の比率は低くなっている。これを「保育」と「高齢者介護」の二つの領域に分けると以下のような結果になる。まず、「保育」については、男女共「所得税の負担感」と有意な関連は見られない。他方「高齢者介護」については、男性では1%水準で、女性では5%水準で有意な関連が見られる。男女共に「所得税の負担が高いと主張するものほど、高齢者介護は公的責任であるとするものの比率が高くなっている」のである。

他方「貧富解消政策の賛否」については男女共5%水準で有意である。つまり男女共に貧富解消政策に賛成する者ほど、「高齢者介護育児共に公的責任」とする者の比率が高く、逆に「高齢者介護育児」共に個人に責任があると感じるものの比率が低くなっている。(図5)これを二つの領域に分けると次のような結果になる。まず「保育」については、男性のみ貧富解消政策と1%水準で有意な関連になっている。つまり、「貧富解消政策に反対する男性ほど保育育児は個人や家族の責任である」とする比率が高くなっている。次に「高齢者介護」については男女共に1%水準で「貧富解消政策」と有意な関連になっている。つまり、「貧富解消政策に賛成するものほど高齢者介護は公的責任である」とする者の比率が高くなっている。

前者の「所得税の負担感」は福祉の負担の側面からの質問であり、後者の「貧富解消政策の賛否」は、結果に着目していることから福祉の給付についての質問であると解釈できる。ただし、「所得税」については、必ずしも「福祉の財源」として国民が意識しているとは限らず、「間接税の負担」も含めた質問項目を別の機会に設けて再分析する必要がある。特に「消費税を福祉の目的税」に当てる議論などを想定すると、尚更この事は当てはまる。

3章：ミクロな属性との関連

ここでは、変数として「世帯収入」「本人の年収」「15歳時点の世帯収入」「子供の人数」を取り上げる。これらは、序章で述べたように家族の福祉についての諸負担能力、ニーズを左右しうる変数としてここで取り上げている。これらが、家族政策における「公私の役割分担」とどのように関連しているのか、がここでの分析課題である。従来は保育については、所得と保育所利用状況の関連についての先行研究が見られ、また保育所利用希望状況についての先行研究が多く見られる。さらに政府の「育児支援」についての支出の意識を尋ねる先行研究(田渕2006)も見られる。だが、これらはいずれも最終的な「子育ての責任の所在」を尋ねる質問項目ではない。他方、高齢者介護については、子育て同様「施設の利用状況および希望」に関する先行研究が多く見られ、また「生活の条件整備の責任」に関する質問項目も見られる。その一方で上記のミクロな属性との関連の考察が少ないので現状である。

前章において、「福祉政策全般」についての意識と「家族政策」についての意識を分析し、国民の「福祉政策全体」の内での「家族政策」の意識を検討した。しかし、「家族政策」に関する意識は、同じ「福祉全般」に関する意識を持っていても、各自のミクロな属性によって左右されうる。さらに重要な点であるが、前章では、どちらかと言えば、「福祉についての負担をどのように感じ、負担の帰結としてどのようなものを想定して

いるのか」についての変数を取り上げたのに対し、ここではあくまでも「負担能力」に成り得るものを見出として採用している。負担能力を左右し得る家庭の状況が、実際の福祉の負担についての意識と必ずしも結びつかない状況は想定されるものであり、負担能力に該当するものとして上記の変数を採用する。

これらをふまえて以下に結果を述べる。まず、「世帯収入」については、男性のみ「家族政策に関する責任の所在」についての意識と有意な関連が見られる。つまり、男性のみ世帯収入が多いもの程、「高齢者介護子供の育児共に私的責任である」と感じる者の比率が高く、逆に「高齢者介護子供の保育共に公的責任である」とする者の比率が低くなっている。

これを「高齢者介護」と「保育」に分けると次のような結果になる。「保育」については、男女共「世帯収入」と有意な関連が見られないのに対して、「高齢者介護」については、男性で5%水準で有意な関連が見られる。男性については、「世帯収入が高いものほど高齢者介護は私的责任であるとするものの比率が高く、逆に世帯収入が低くなると高齢者介護は私的责任である」とする者の比率が高くなる。ちなみに女性についても10%水準では両者の有意な関連が見られる。

他方、先行研究においては見られなかった変数として、子供時代の家庭環境を探る狙いから「15歳時点での世帯収入」を分析したが、「家族政策における責任の所在についての意識」となると、男性で10%水準で有意な関連が見られるにすぎない。

しかしながら、この「15歳時点での世帯収入」を二つ

図2 男性の世帯の収入の水準と家族政策責任の所在意識の関連

		家族福祉の責任の所在				合計	実数
男性の 世帯収入 の水準	平均より少ない ほぼ平均 平均より多い 合	高齢者介護私的 育児私的	高齢者介護公的 育児公的	高齢者介護公的 育児私的	高齢者介護公的 育児公的		
平均より少ない	22.3%	12.3%	34.8%	30.8%	100%	400	
ほぼ平均	27.3%	14.1%	31.8%	26.8%	100%	362	
平均より多い	28.3%	18.5%	39.1%	14.1%	100%	92	
合 計	25.1%	13.7%	34.0%	27.3%	100%	854	

p=0.036

図3 男性の世帯収入と高齢者介護との関連

		高齢者介護3分法			合計	実数
男性の 世帯収入 の水準	平均より少ない ほぼ平均 平均より多い 合	個人や家族の 責任	中間値	国や自治体の 責任		
平均より少ない	9.7%	24.6%	65.7%	100%	402	
ほぼ平均	14.3%	27.5%	58.2%	100%	364	
平均より多い	26.1%	20.7%	53.3%	100%	92	
合 計	13.4%	25.4%	61.2%	100%	858	

p=0.001

の領域に分けると、「保育」において女性のみ「15歳時世帯収入」と1%水準で有意な関連が見られる。つまり、「15歳時点での世帯収入が少なかった女性ほど保育は公的責任であるとするものの比率が高い」のである。一方で、「保育は個人や家族の責任」であるとする者の比率が、「15歳時の世帯収入が高かったもの」と「低かったもの」の双方において高くなっている事は注目に値する。また、高齢者介護については男女共に「15歳時世帯収入」と有意な関連が見られなかった。

次に「本人の年収」と「家族政策についての意識」との関連である。実際には性別によって年収の分布は大きく異なり、女性の方が低い領域に年収の分布が見られる傾向が本データーにおいても存在した。そこで、ここでは性別毎に、年収を三分位に分けて、それと家族政策意識との関連を見るという手法を採用する。すると、先程の世帯年収と異なって女性のみ5%水準で有意になるという結果が見られた。つまり、女性については年収が高いものほど、「高齢者介護公的育児私的」、あるいは「両方公的」とする者の比率が高くなってしまっており、

逆に両方私的责任であるとする者の比率は、年収が高くなる程、低くなっている。つまり、両方私的责任という「家族の役割分担を私的责任に委ねる」比率が、稼ぎが多くなるほど、低くなる点で、男性の世帯収入とは逆の結果になっている。

これを二つの領域に分けると以下のようない結果になる。まず「保育」については、男女共自分の収入と有意な関連が見られない。他方「高齢者介護」については女性のみ5%水準で有意な関連が見られる。つまり、「自分の年収が高い女性ほど高齢者介護は公的責任であるとするものの比率が高くなり」、「家族政策福祉全般の責任の所在」と「女性の収入」の関係同様に、先の「男性の世帯収入」と逆の関係になっている。

最後に「子供の人数」「理想の子供の人数」についての分析である。「子供の人数の多さ」は家計の負担増に繋がると想定してこの変数を採用した。まず、「子供の人数」と家族政策意識との関連であるが、これは男性のみ10%水準で有意にならぬにすぎない。これについては従来と異なった分布を示しており、男性につ

図4 女性の15歳時点での世帯収入と家族政策の責任所在意識との関連

		保育 育児 3 分 法			合 計	実 数
		個人や家族の責任	中 間 値	国や自治体の責任		
15歳時点での世帯収入	平均より少ない	62.1%	21.8%	16.1%	100%	380
	ほぼ平均	59.3%	29.1%	11.5%	100%	477
	平均より多い	67.9%	24.9%	7.3%	100%	193
合 計		61.9%	25.7%	12.4%	100%	1050

p=0.006

図5 女性の収入と家族政策の責任所在についての意識との関連

		家 族 福 祉 の 責 任 の 所 在				合 計	実 数
		高齢者介護私的育児私的	高齢者介護私的育児公的	高齢者介護公的育児私的	高齢者介護公的育児公的		
女 性 の 収 入	下 位	34.4%	14.8%	27.5%	23.3%	100%	189
	中 位	23.5%	8.7%	43.0%	24.8%	100%	149
	上 位	17.4%	13.0%	43.5%	26.1%	100%	115
合 計		26.5%	12.4%	36.6%	24.5%	100%	453

P=0.05

図6 女性の収入と高齢者介護の関連

		高 齢 者 介 護 3 分 法			合 計	実 数
		個人や家族の責任	中 間 値	国や自治体の責任		
女 性 の 収 入	下 位	11.1%	38.4%	50.5%	100%	190
	中 位	10.0%	22.0%	68.0%	100%	150
	上 位	6.0%	24.1%	69.8%	100%	116
合 計		9.4%	29.4%	61.2%	100%	456

p=0.002

いては子供の人数が多いほど、「高齢者介護」「育児」共に公的責任あるいは、共に私的責任である、とする者の比率が高くなっている。そして、子供の人数が多くなるにつれて「高齢者介護公的育児私的」というカテゴリーの比率は減少していく。つまり、子供の人数が多くなるにつれて男性の意識は、二極分化が進んでいく傾向が読み取れる。

他方、実際の「子供の人数」に加えて、「理想の子供の人数」についての、家族政策識との関連を分析した。結果は、男性は10%水準で有意に関連が見られるのに過ぎないのに対し、女性は5%水準で有意な関連となっている。つまり、女性では「理想の子供の人数」が多い者の方が、「高齢者介護公的育児私的」あるいは公的とする者の比率が高くなっている。

4章：以上までのデーターの考察

まず、2章での福祉の負担と結果についての意識、という観点からの考察である。従来、福祉国家を複数のレジームに分けるという試みが多く行われ、理論的業績を挙げてきた。これらはあくまでも福祉「政策」の比較を通じたレジームであり、国間の相対的な位置づけを見る上では適した指標となっている、と言えよう。しかし、個別の国内の福祉政策については、実際の国民の意識を一枚岩にするものではない上に、一つの福祉国家レジームに複数の意識を持ったものが存在し、政策の受け止め方も異なったものとなっている部分にまでは踏み込んでいく必要がある。また冒頭に述べたように福祉は一面的なものではなく、多岐の分野にわたる為、福祉分野毎にレジームを分けて考察する必要がある上に、財源について国民がどのように意識し、それとの関連で個別の福祉政策をどのように意識しているのかを考察した。さて、この「財源」についてであるが、これについても世帯の所得の中心は男性となる事が多く、「金銭的な福祉の財源の負担」も男性が中心となる事が多い事が予想される。よって、男性の方が「金銭的な福祉の負担」と、家族政策の「公私の役割分担」についての意識が関連した事が想定されるのである。ただし、この「負担」は、あくまでも所得税という「金銭的な負担」である事に注意する必要がある。実際には「無償の労働」と呼ばれる「非金銭的な負担」は女性によって担われる事が多く、この事を考慮する必要がある。

次に、前章である第3章の結果の考察を行う。白波瀬2006においては、「社会保障」全般については男性が

所得により、福祉政策への意識が規定されるのに対して、女性は結婚状況によって左右されるとしていた。しかし家族福祉政策という個別の分野においては、今回の結果は少し異なったものとなっている。まず、先行研究にはなかった観点として、女性については「15歳時点」という幼少時の年収が「時間を経て、」現在の「育児政策」に対する意識を左右しているという点に注目する必要がある。その一方で現在の世帯の収入については、男性の方が、家族政策における「公私の役割分担」についての意識と有意に関連した。しかし、相対的にみた実際の自分の収入となると、女性の方が有意に関連していた。

まず男性の「世帯収入」との関連は世帯収入の中心が男性であることが多い事実より想定できる。つまり家族福祉の「金銭的な負担」の中心が男性に課せられることが多いので家族福祉の責任の所在についての意識が左右されるのではないだろうか。

次に女性の意識における「育児政策」について「15歳時点」という幼少時の世帯収入と有意な関連が見られるのはなぜか。現時点でのデーターから確証することは困難であるが、「保育育児」は「高齢者介護」に比べて、国民全体においても「家族や個人の責任」とする比率が高く、女性に「個人的かつ非金銭的な福祉の負担」を求める傾向が強い。そのため、女性が幼少時より「保育育児の扱い手意識」を形成していた可能性を読み取れる。

では、何故「本人の年収」については女性の方が有意な結果になったのか。これはあくまでも推測の域を出ないが、女性の方が収入が低い地点に分布している事から、それが「平均」ないし「正常」という認識が作用し、少しでも自分の年収が増えると、家族についての責任についての意識も変化しやすいと考えられる。つまり、女性の場合は「低い年収」あるいは「年収ゼロ」が判断の基準となり、「年収」を少しでも稼ぐと意識が左右されやすくなるのではないだろうか。これは、「年収の絶対値」ではなく、「相対的な年収」を用いた、本論文の分析手法による影響も考えられる。しかしながら、3章で述べたように男性の世帯収入とは逆に、高収入の女性ほど、家族政策の役割分担において公的責任を求める傾向が強い事は注目に値する。これは女性の場合、長時間仕事に出て高収入になると、家庭内における福祉の扱い手が不在になりがちである傾向を反映しているように思われる。さらに祖父母の同居や子供の人数も、女性については、家族福祉の責任の所在についての意識と有意な関連は見られず、実際の体験を通り越

して「高収入」の女性の間では家族福祉を公的責任に委ねたい意識が見ることができる。ただし、「理想の子供の人数」が多い女性ほど、家族福祉に公的責任を求める傾向も見られ、ここに「子供は欲しいが、家族において高齢者介護や子育ての責任を担う事の困難さ」というジレンマ」も想定できる。

では、2章での「福祉の負担と結果に関する意識」と3章の「福祉の客観的な負担能力」はどのように関係しているのだろうか。「年収」はある程度、自分や世帯の裁量によって自由に使える次元のものである。他方で「所得税」は使途が自分の判断で決める事はできないものの、社会保障の財源に成り得るものである。男性については、世帯収入が高いほど家族政策に「私的責任」を委ねる一方で、「所得税が高い」と意識するものほど、家族政策に「公的責任」を求める傾向が強くなっている。しかし、他方で「所得税の負担」を高いと感じる比率は、世帯収入が高いものにおいて顕著に高くなっている。ただし、「所得税の負担」が高くない、とする者の比率は、世帯収入中位において最大になっており、直線的な関係は見られず、今後の検討の必要がある。しかしながら「貧富解消政策」と「家族政策」については男女共に関連している。よって、とりあえずは福祉政策全般の帰結と、家族政策という個別の福祉政策についての意識は連動していたが、福祉の財源についての意識と、家族政策についての意識は連動を確認できなかった、と言える。

最後に注目に値するのが、高収入の女性の意識が平均と異なるのが、「保育育児」ではなく、「高齢者介護」である、という第3章でのデーターである。この収入が「保育育児」ではなく、「高齢者介護」に関する意識を左右するという点においては、男性の世帯収入と同様である。(ただし、関連の向きが先述したように「男性の世帯収入—高齢者介護」と「女性の年収—高齢者介護」では逆になっている)また、この「高齢者介護」の意識が左右される点は、「保育育児」に関する意識が左右されている「女性の15歳時点の世帯収入」と異なっている。(ただし、これについては先述したように、「女性の年収—高齢者介護」と「女性の15歳時点での世帯収入—保育育児」で関連の向きは同じである)

以上を踏まえると男女共に関連の向きこそ逆であるが、現時点での個人の「金銭的な負担能力」の差が「家族福祉における公私の役割分担意識」に結びつくのは、そもそも国民の意識において国や自治体に金銭的負担を求める傾向の強い「高齢者介護」である。そして「保育育児の公私の役割分担意識」については以降述べる

ことも踏まえると、家族に「非金銭的な福祉の負担を求める傾向が強い」ことから、個人の「現時点での金銭的な負担能力」によっては左右されていない。逆に女性に「非金銭的な福祉の負担を求める傾向」の強い保育育児に関する意識は、「幼少時に過ごした家庭の、福祉に関する金銭的な負担能力」によって左右されている。

5章：概念の検討：「家族福祉の責任」とは

本章においては、以上の結果を踏まえて試論を行いたい。本論文で常に分析対象となっていたのは「高齢者介護」や「子供の育児」についての「責任」であった。しかしこの「責任」という用語は状況依存的な概念であり、一義的に定める事はできない。そこで家族福祉政策についての「責任」という用語についてここで検討しておきたい。まず家族福祉における「公的責任」とは、国がサービスを供給する、もしくは民間の福祉セクターが供給し国がサービスを購入する場合の2通りが考えられる。児童手当や配偶者控除の場合、金銭は支給されても、国が直接福祉サービスを提供しない以上、家族の責任とみなされる確率が高い。序章において述べたように、日本は「社会保障関係の国による支出が少なく、家族あるいは企業による福利厚生に福祉の供給を依存している」という保守主義と自由主義の混合型と言われている。しかし、今後国がサービスを購入しない形での、あるいは国による助成の割合が低い「民間」の家族福祉サービスセクターが増加した場合、「国や自治体の責任」という軸の対極に位置づけられた「個人や家族の責任」という私的責任の軸が一枚岩のものではなくなる事にも注意する必要がある。従来日本においては、「個人や家族の責任」と言った場合、「家族の責任」を意味する事が多かったのではないだろうか。3章での高収入の女性の方が、「家族福祉の公的責任」を求める傾向が強い、というデーターもそのことの一端を示しているように思われる。しかし、民間の福祉サービスセクターが大幅に拡大し、それが国の提供する家族福祉サービスよりも良質なものであった場合、「家族の責任は求めないが、個人の責任である」という選択肢も想定されうるのである。または、家族福祉の責任が、サービスの購入者である個人ではなく、サービスを提供する民間セクターの責任であるという解釈も想定されうるのである。

ところでこの場合は階層ごとの二重責任構造が予想されうる。つまり、民間の福祉サービスを購買する力

のある階層の場合は、サービスを購入して「サービスの提供者である民間の福祉セクターの責任である」とする事ができる。しかし、民間の福祉サービスを購入する力のない階層の場合、「公的供給」が不在になると、「個人の責任」とは実質的に家族の責任を指す事になる。つまり、自由主義レジームが加わった場合、階層ごとの家族福祉の責任の分化が予想されるのである。3章において高収入の女性が、高齢者介護について「公的責任」とする割合が高い事を述べたが、以上のような民間の福祉セクターが拡大した場合は、回答の分布も変化し得る、事も十分予想されるのである。つまり「自由主義の要素の拡大」における高収入女性の意識の変化の可能性である。そして従来日本では「家族」か「公的機関」の二者択一の要素が強かった所に、「民間」という要素が入りうるのである。

しかし高齢者介護にせよ、子供の育児にせよ家族が介入する割合は一定程度は残る。そのような時「責任」を結果責任と解釈するならば、どこまでを国の責任、あるいは民間福祉セクターの責任で、どこまでを家族の責任とするのか、これは客観的に検証する事は困難であり、どうしても国民の間の主觀に委ねざるを得なくなる。たとえば、子供を民間の保育施設にあずけて施設内で事故が起きた場合、このサービスを購入した家庭にも責任の一端を帰する可能性も考えられる。さらに、民間の保育施設で過ごした青年が罪を犯した場合も「幼少時代の家庭環境」に責任を帰する事態もまた想定されうるのである。

つまり、供給体制において「社会民主主義レジーム」「保守主義レジーム」「自由主義レジーム」になっても、国民の意識、特に「家族の福祉の責任をどこに帰するか」という意識はそれと連動するとは限らないのである。

最後に「家族政策」という福祉と「責任」の関連について論じておきたい。ここで検討したいのは私の「責任」における「責任」が、人間に対する性善説に依拠しているのか、性悪説に依拠しているのか、という観点である。

まず、現代における「福祉国家批判」の言説として、藤崎1988において以下の2通りのものが提示されている。

①「一つは、福祉国家が必然的に管理社会の様相を強めざるを得ないことに着目した(中略)そこではサポートネットワークの形成が、人々の対等な関係性と社会的連帯に基づく相互支援の可能性を増

大させ、ノーマライゼーションや共生の理念に基づく社会変革を進めるための重要な戦略になるとみなされる」立場であり、もう一つが

②「福祉国家体制の確立が国民の自助努力や相互扶助の意欲を衰退させる、という新保守主義の立場(中略)、家族や近隣関係の再強化により福祉予算の抑制や削減になる」という立場である、と紹介されている。

ここでは、「福祉国家」との対比で、家族や地域社会が持ち出されているが、性善説と性悪説の同居した福祉国家觀になっている。サポートネットワークの形成に信頼を置く点で前者は性善説であるように思われ、また「金銭的な負担」よりも「共生の理念」や「相互支援」という「非金銭的な福祉の負担」に力点を置いた解釈である。他方で、後者は個人は、自己責任を取らざるを得ない状況になれば、自助や相互扶助を行わない、という点で、性悪説に立脚しているようにも思われる。また前者に比べて「予算の削減」という、より「金銭的な負担」に力点を置いた解釈である。ただ、後述するように「市場」という要素が双方の説において希薄であり、「家族や地域」と「公的機関」の対比になっている。

しかしながら、上記の①②に加えてこれと「福祉国家」と「市場による福祉の解決」を明確に対比させ、後者の福祉制度改革が性悪説に立脚したものである事を指摘した学説もある。Grand1997は、福祉政策における人間觀の変容を「騎士から悪漢へ」と表現している。これは、以下のような内容である。

「医師やソーシャルワーカーなどは、自己の利害を度外視して、福祉サービスを受ける者の側に立ってそれらの人々に有利になるように計らう、いわば名譽ある騎士のような存在であった。また、福祉サービスを利用する人々は提供者の善意を信じて、あてがわれたものを従順に受け取る受動的な存在と仮定されていた。しかし、福祉改革の過程で、人々は自己利益動機で行動する悪漢だとみた方がよいという人間觀に変化した。(中略)はじめから悪漢とみておいて、よい行いをすれば自己が有利になるような誘因を与えるような考え方への転換である。これが、福祉の領域での市場志向の競争的アプローチを取る政策となって現れた。」

つまり、性悪説が福祉の領域での市場志向アプローチを招いたという説である。これはHayekのような「市場や家族を自生的秩序である」という人間の本来の

図7 人間観（一般）：人は信用できるかと家族政策の責任所在意識の関連 女性

		家族福祉の責任の所在				合計	実数
人間観	はい	高齢者介護私的 育児私的	高齢者介護私的 育児公的	高齢者介護公的 育児私的	高齢者介護公的 育児公的		
人は信用できるか	いえ	28.0%	15.4%	33.2%	23.4%	100%	214
場合による		23.9%	18.3%	44.0%	13.8%	100%	109
合計		23.4%	12.4%	37.6%	26.5%	100%	747
		24.4%	13.6%	37.4%	24.6%	100%	1070

p=0.039

性善説に立脚した福祉国家観とも異なる。従来理論的には多くの箇所でこの可能性が指摘されてきたが、実証的に検証された例は少なく、また「家族政策」という個別の福祉領域に着目してその影響を考察したものは少ない。そこで、最後に、本論文においてこの事を検討してみたい。

質問項目として「人間観一般 人は信用できるか」と「家族政策意識」の関連をここでは検討した。結果は、女性のみ5%水準で有意であり、性別によって大きな差が出た。

女性については、「人は信用できる」とする者ほど「高齢者介護育児」共に私的责任であるとする者の比率が高くなっている。逆に共に公的责任であるとするものの比率は、「人を信用できない」とする者において顕著に低くなっている。しかし、「人は信用できる」とする者においても、平均より「両方公的责任」の比率は低くなってしまっており、両極の意見を持つ者において、「家族福祉公的责任」意識は低くなっている。また、「場合による」と回答した者や「人は信用できない」と回答した者の家族福祉における責任の所在意識において、国民全体における最大比率である「高齢者介護公的育児私的」とする比率が顕著に高くなっている。この結果を見る限り、女性の家族福祉政策については上記のGrandの仮説や藤崎②の説に合致した、とは必ずしも言えない。確かにGrandや藤崎②説は、「人間性悪説」において公的福祉を否定する傾向が見られる点では該当するが、同時に「性善説の女性」において「両方私的责任」と回答する比率がより高い、というデーターを説明できないのである。これについては以下のような試論を提起する。

Grandや藤崎②説は、「福祉の金銭的な負担」のみを考慮した場合は想像できる。しかし、「福祉の負担」は前章で述べたように「金銭的な負担」に加えて「非金銭的な負担」についても考慮に入れる必要がある。「人間性善説の女性」において「両方私的责任」の比率が高い、というデーターに関しては、「福祉の金銭的な負担」よりも「女性の非金銭的な負担」の方が「家族政策における

福祉の責任の所在に関する意識」に強く作用した、と解釈した。つまり、このデーターに関しては藤崎①の説の方がどちらかと言えば該当した、と解釈したのである。ただし、以上の解釈はまだ試論の域を出ず、今後の課題としたい。また、上記のデーターより「家族福祉の責任の所在についての意識」は「人間観」と直線的な関係ではなく、そのため「保育」「高齢者介護」と個別の分野で見ると、それぞれ有意な関連は見られなかった。

ただし、日本においては先述したように、公的及び民間の福祉セクターの供給が不足しており、あくまでも「家族責任」と「公的责任」の対比の可能性が高い点が、「市場」と「公的责任」を対比させたGrandとの相違点である事を考慮する必要がある。

6章：まとめ

以上で、福祉国家における家族福祉政策の国民意識を男女の相違に注目しつつ、その一端を描いた。女性は、「自分の年収」と「理想の子供の人数」が家族政策意識に影響を及ぼし、男性は、「現在の世帯収入」と「所得税の負担意識」「子供の人数」が家族政策の責任の所在についての意識に影響を及ぼしている。男性の場合は現在の世帯所得状況が良好なほど、家族福祉における私的责任を強調し、他方、個人の所得が良好な女性は逆に、家族福祉の公的责任を強調する。福祉の「非金銭的な負担」の中心的な担い手である女性においては、どちらかと言えば「人間性善説」において、家族福祉の私的责任を主張しつつも、「人間性悪説」の女性において、家族福祉の公的责任を顕著に拒否する、という錯綜した関係が見られた。

しかし、あくまでも日本における「私的责任」は「家族責任」を指す可能性が高く、「家族」と「公的责任」の対比の中での選択であった可能性が高い。しかし、今後「民間の福祉セクターの供給」が進むと、先の日本での、福祉国家批判の論調も異なったものとなり、また性別やミクロな諸属性と家族福祉政策の関連、そして

人間観と家族政策意識の関連も Grand の指摘した外国のものと異なったものとなる事も想定されうる。特に「市場」の場合、先述したような階層分断的な「市場」と「家族」の責任帰属意識が形成される可能性もある。さらに、女性の場合今後所得分布が変化すると、比較の基準が「低収入」や「専業主婦」から変化し、その結果「家族政策意識」と「個人の年収」との関連も異なったものになる事が想定される。そうなると、従来の「国家」対「家族」、そして「国家」対「市場」に加えて「市場」対「家族」という対比も想定され、今後はこの点を踏まえた検証が必要になってくる。

(指導教官 広田照幸教授)

注

- 1) JGSS2003は、満20歳から89歳の個人を対象に、大阪商業大学比較地域研究所、東京大学社会科学研究所が2003年10月から11月にかけて実施した調査である。正規対象は7200人であり、有効回収数は3663人、本論文においてそのデーターを使用した留置A票は有効回収数は1957人であった。
- 2) 「高齢者介護3分法」「保育育児3分法」は、JGSS2003の質問項目においては5分法であった。それぞれ「個人や家族の責任」と「国や自治体の責任」を両極に5分されていた。その内、1と2を「個人や家族の責任」、3を「中間値」、4と5を「国や自治体の責任」として再構成した。
- 3) 本論文における「高齢者介護私的育児私的」「高齢者介護公的育児私的」「高齢者介護公的育児私的」「高齢者介護公的育児公的」は以下の基準に基づいて分類を行った。(以下図1の再構成)
保育育児に関しては、本人の主観的な意識はともかく、「中間値」は全体の中では「個人や家族の責任」のカテゴリーに近い。何

故なら保育育児については国民の過半数が「個人や家族」の責任を求めており、他方、高齢者介護の中間値は、全体の中では「国や自治体の責任」のカテゴリーに近い。これは「高齢者介護」については、全体の過半数が「国や自治体の責任」を求めていることによる。よって、「高齢者介護私的育児私的」は①④、「高齢者介護私的育児公的」は②③⑤⑥、「高齢者介護公的育児私的」は⑦、「高齢者介護公的育児公的」は⑧⑨に分類した。ただし、上記の「中間値」は状況の複雑さに起因する「意思表示の困難」を示している可能性もあり、今後の検討が必要である。

なお、「高齢者介護公的育児公的」は、家族福祉の家庭における非金銭的な負担全般に困難を感じる、あるいは想定しているカテゴリー、「高齢者介護私的育児公的」は全体の最大類型と正反対になっていることから育児により大きな困難を感じる、あるいは想定する類型、「高齢者介護公的育児私的」は近代家族の典型とも呼べる最大比率の類型、「高齢者介護私的育児私的」は家族福祉全体に家庭の責任を強調する類型、と想定して本文では分析を行った。

引用文献

- 1 藤崎宏子 1998 高齢者、家族、社会的ネットワーク 培風館
- 2 白波瀬和子 2006 ジェンダーから見た福祉国家
田渕六郎 2006 高齢者扶養と家族責任
武川正吾編 福祉社会の価値意識 東京大学出版会 第5,6章
- 3 Le Grand 1997 Knights or Pawns? Human Behavior and Social Policy Journal of Social Policy 26
- 4 E Andersen 1999 Social Foundations of Postindustrial Economies
邦訳「ポスト工業経済の社会的基礎」渡辺雅男訳 2000 櫻井書店
- 5 佐々木毅 2000 政治学講義 東京大学出版会

		保育育児 3分法			合計
		個人や家族の責任	中間値	国や自治体の責任	
高齢者 介護 3分法	個人や家族の責任	8.9%①	1.6%②	0.6%③	11.1%
	中間値	15.7%④	10.0%⑤	1.4%⑥	27.2%
	国や自治体の責任	35.8%⑦	15.3%⑧	10.6%⑨	61.7%
合計		60.5%	27.0%	12.6%	100%